

令和 3 年 2 月 5 日
福祉労働部保護・援護課

第 2 期「福岡県子どもの貧困対策推進計画」の骨子について

現在の第 1 期「福岡県子どもの貧困対策推進計画」は令和 2 年度末で終了することとなるため、新型コロナウイルス感染症による影響や本県を取り巻く状況を考慮の上、本年度中の第 2 期計画の策定について、その骨子を報告します。

1 計画の位置づけ

子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項に基づく都道府県計画

2 計画の概要

(1) 計画の期間

令和 3 年度～令和 7 年度

(2) 基本的方向

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指して、下記の 4 つの重点方針のもと、子どもの最善の利益を実現するための取組みを推進します。

- ①親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築
- ②支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進
- ③生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、地域の実情を踏まえた市町村における取組の支援
- ④行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、NPO など、地域の関係者が一体となって行う支援

【第 1 期計画からの変更点】

- ⑧ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制の構築を位置付け
- ⑧ 生活保護、児童養護施設入所児童、ひとり親家庭のみならず、障がいをする者や外国籍の者など支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進を位置付け
- ⑧ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、市町村の子どもの貧困対策推進計画策定が努力義務化されたことに伴う市町村の取組への支援を追加

(3) 数値目標設定についての基本的な考え

項目については、国の「子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）」に定められた指標のうち県数値が把握できるものを設定します。また、県独自の項目についても設定し進捗管理を図ります。

※ 具体的な数値目標は **別紙1** のとおり。

【第1期計画からの変更点】

- 第1期計画では国大綱指標のうち4指標について目標値を設定していたが、第2期計画では国大綱指標のうち県数値が把握できる20項目及び県独自に6項目を設定し、それぞれについて目標値を設定。

(4) 施策の柱

第2期計画においては、第1期の柱立てを継承し、教育、生活、就労、経済のそれぞれの分野に応じた施策の柱を設定し、各柱に盛り込まれた施策・取組を5年間で総合的かつ計画的に推進します。

※ 第1期と第2期の施策の柱の対比表は **別紙2**、施策の方向性は **別紙3** のとおり。

(5) 施策の推進体制

第2期計画において子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、県や市町村の行政機関をはじめ、関係団体や地域等の更なる一体的な取組が重要です。このため、子ども食堂やフードバンク、企業による支援など、様々な機関との連携強化を図り、それぞれの地域の実情に応じた取組を進めていきます。

【第1期計画からの変更点】

- 市町村による取組への支援や、子ども食堂などNPOや企業との連携を明記

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響にかかる計画への位置付け

スクールソーシャルワーカーに対するアンケート調査や、子ども食堂が実施したアンケート調査の結果から見えてきた子どもやその家庭における課題等を、計画の施策の柱における「現状・課題」や「施策の方向性」に整理。

(アンケートにおいて指摘された課題等)

- ・失業や減収による経済的困窮についての相談の増
- ・生活様式の変化や長期休校等による子どもの心の不調やストレスの増加
- ・ゲーム、ネット依存による昼夜逆転など子どもの生活リズムの乱れ
- ・子どもの居場所づくり など

3 スケジュール

2月 パブリックコメント

3月 策定

数値目標について

1 現計画の数値目標

国「子供の貧困対策に関する大綱（以下、「国大綱」という。）」に示された指標のうち、全国数値との乖離が大きい4指標について目標を設定。

指 標		計画掲載時 (H25年度)	前 回 (H30年度)	直近値 (R1年度)	目 標 (R2年度)
生活保護世帯に属する 子どもの高等学校等進学率	全国数値	90.8 %	93.7 %	94.0 %	全国数値を上回る
	福岡県数値	87.1 %	91.2 %	91.7 %	
生活保護世帯に属する 子どもの高等学校等中退率	全国数値	5.3 %	4.1 %	4.3 %	全国数値を下回る
	福岡県数値	6.6 %	3.8 %	5.7 %	
生活保護世帯に属する子ども (高等学校等卒業後)の就職率	全国数値	46.1 %	46.6 %	47.2 %	全国数値を上回る
	福岡県数値	42.5 %	50.8 %	45.1 %	
児童養護施設の子ども (高等学校等卒業後)の進学率	全国数値	22.6 %	30.8 %	28.3 %	全国数値を上回る
	福岡県数値	14.7 %	31.1 %	24.2 %	

(厚生労働省社会・援護局、子ども家庭局調べ)

(福岡県福祉労働部児童家庭課調べ)

2 次期計画の数値目標

令和元年度に見直された国大綱に示された指標のうち、福岡県数値が把握できる指標及び、子どもの貧困状況を把握するための県独自指標について目標を設定。

(目標値の考え方)

種別	考え方	分類
国大綱指標のうち 県数値が把握できるもの	現計画開始時から直近値への伸び率を、直近値に乗じる。	A
	現計画開始時から直近値までの間での最大値を目標値とする。	B
	100%を目指す(維持する)。	C
	目標値の設定が困難なもの。	D

(大綱指標のうち都道府県数値があるもの)・・・20項目

	項 目	現計画 開始時	県数値 (直近値)	目標値	考え方
○生活保護世帯に属する子ども					
1	高等学校等進学率	89.0%	91.7%	94.5%	A
2	高等学校等中退率	5.3%	5.7%	3.8%	B
3	大学等進学率	34.3%	40.5%	47.8%	A
○児童養護施設の子ども					
4	進学率(中学校卒業後)	94.3%	92.1%	98.1%	B
5	進学率(高等学校等卒業後)	20.0%	24.2%	29.3%	A
○全世帯の子ども					
6	高等学校中退率	—	1.3%	観測指標	D
7	高等学校中退者数	—	1,734人	観測指標	D
○スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合及びスクールカウンセラーの配置率					
8	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	—	97.8%	観測指標	D
9	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	—	98.5%	観測指標	D
10	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	36.7%	39.8%	100%	C
11	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	100%	100%	100%	C
○就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)					
12	入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	—	100%	100%	C
○新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況					
13	入学前支給を実施した市町村の割合(小学校)	—	80.3%	100%	C
14	入学前支給を実施した市町村の割合(中学校)	—	82.0%	100%	C
○ひとり親家庭の親の就業率					
15	親の就業率(母子家庭)	75.9%	78.4%	81.0%	A
16	親の就業率(父子家庭)	81.8%	84.6%	88.1%	A
○ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合					
17	母子世帯	—	45.7%	48.1%	A
18	父子世帯	—	67.4%	69.4%	A
○ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合					
19	母子世帯	—	44.3%	51.0%	A
20	父子世帯	—	25.9%	37.9%	A

(福岡県独自項目)・・・6項目

	項 目	県数値 (直近値)	目標値	
1	子ども支援オフィスの相談者のうち、公共料金の未払い経験	電気料金	52% (R2年)	観測指標
		ガス料金	46% (R2年)	観測指標
		水道料金	46% (R2年)	観測指標
2	子ども支援オフィスの相談者のうち、「重要な事柄の相談相手がいない」と答えたものの割合	20% (R2年)	観測指標	
3	子育て女性就職支援センターによる就職者数	3,932人 (H27年度～ R元年度合計)	4,000人 (5年間合計)	
4	ひとり親サポートセンター登録者の就職率	74.7% (R元年度)	78.6%	
5	ひとり親家庭のうち、児童扶養手当を全部受給している世帯数	31,967人 (R元年度末)	観測指標	
6	子どもの貧困対策推進計画を策定した市町村数	24市町 (R元年度)	60市町村	

※観測指標とは「取組の結果に対する効果を図ることが困難なもの」又は「現状を把握するもので目標設定に馴染まないもの」を指す。

第1期及び第2期計画の施策の体系対比表

第1期	【主な新規・拡充点】	第2期
<p>教育支援</p> <p>(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開</p> <p>(2) 幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上</p> <p>(3) 就学支援の充実</p> <p>(4) 大学等進学に対する教育機会の提供</p> <p>(5) 生活困窮世帯等への学習支援</p> <p>(6) その他の教育支援</p>	<p>■幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上</p> <p>■高等学校等における修学継続のための支援</p> <p>■特に配慮を要する子どもへの支援</p> <p>■教育費負担の軽減</p> <p>■地域における学習支援等</p>	<p>教育の支援</p> <p>(1) <u>幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上</u></p> <p>(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築</p> <p>(3) <u>高等学校等における修学継続のための支援</u></p> <p>(4) 大学等進学に対する教育機会の提供</p> <p>(5) <u>特に配慮を要する子どもへの支援</u></p> <p>(6) <u>教育費負担の軽減</u></p> <p>(7) <u>地域における学習支援等</u></p> <p>(8) その他の教育支援</p>
<p>生活支援</p> <p>(1) 保護者の生活支援</p> <p>(2) 子どもの生活支援</p> <p>(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備</p> <p>(4) 子どもの就労支援</p> <p>(5) 支援する人員の確保等</p> <p>(6) その他の生活支援</p>	<p>■親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援</p> <p>■住宅に関する支援</p> <p>■児童養護施設退所者等に関する支援</p>	<p>生活の安定に資するための支援</p> <p>(1) <u>親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援</u></p> <p>(2) 保護者の生活支援</p> <p>(3) 子どもの生活支援</p> <p>(4) 子どもの就労支援</p> <p>(5) <u>住宅に関する支援</u></p> <p>(6) <u>児童養護施設退所者等に関する支援</u></p> <p>(7) 支援体制の強化</p>
<p>保護者に対する就労支援</p> <p>(1) 親の就労支援</p> <p>(2) 親の学び直しの支援</p>	<p>■職業生活の安定と向上のための支援</p> <p>■ひとり親に対する就労支援</p> <p>■ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援</p>	<p>保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</p> <p>(1) <u>職業生活の安定と向上のための支援</u></p> <p>(2) <u>ひとり親に対する就労支援</u></p> <p>(3) <u>ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援</u></p>
<p>経済的支援</p> <p>(1) 生活福祉資金の貸付け</p> <p>(2) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援</p> <p>(3) 児童扶養手当の支給</p> <p>(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け</p> <p>(5) 養育費の確保に関する支援</p> <p>(6) ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施</p> <p>(7) その他の経済的支援</p>	<p>■教育費、医療費負担の軽減</p>	<p>経済的支援</p> <p>(1) 児童扶養手当制度の着実な実施</p> <p>(2) 養育費の確保の推進</p> <p>(3) <u>教育費負担の軽減</u></p> <p>(4) <u>医療費負担の軽減</u></p> <p>(5) 生活福祉資金の貸付け</p> <p>(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け</p> <p>(7) その他の経済的支援</p>

※太字・下線部は第2期計画における新規・拡充箇所。

施策の方向性

- は、現行の子どもの貧困対策推進計画に掲載されているもの
◎は、第2期計画で初めて掲載または位置付けを見直したもの

柱Ⅰ 教育の支援

【現状・課題】

- ・ 年齢や発達にあわせた質の高い幼児教育・保育サービスは、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、多様な保育サービスの充実や幼児教育・保育の無償化の着実な実施が求められています。また、保育士などの処遇改善や研修を通じて、幼児教育・保育の質の向上を推進する必要があります。
- ・ 義務教育段階においては、新型コロナウイルス感染症拡大による心の不調やストレスなどの影響も考慮しながら、子どもが安心して学校で過ごし、悩みを相談できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談体制の充実が求められます。
また、子どもたちの学力が保障されるよう、少人数による習熟度別指導や補充学習など、きめ細かな指導の充実も必要です。
- ・ 高校段階においては、経済的な理由で進学をあきらめることのないよう、進学時の経済的負担を軽減することが求められます。また、高校中退により将来的な夢や希望をあきらめることのないよう、中退予防の取組みとして学習・生活面での適切な支援を行ったり、高校を中退した後も復学・就学又は資格取得や安定した就業のための相談支援などによるサポートを行うことが求められています。
- ・ 児童養護施設の子どもや外国籍の子どもなど、より手厚い支援が必要な子どもたちに対しては、よりきめ細かく対応できるよう支援体制の整備が必要となります。
- ・ また、令和2年4月から始まった高等教育の修学支援新制度など各種支援により、生活に困窮する世帯や児童養護施設の子どもたちなどが大学等への進学

をあきらめることがないよう、子どもの希望を尊重しながら取り組んでいくことが必要です。

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の緊急時においても学ぶ機会が確保できるよう、パソコンやタブレットを用いて学校・家庭において学習ができる環境を整備することも重要となっています。

【施策の方向性】

- ・ 幼児教育・保育から子どもの社会的自立までのライフステージに応じ、就学の援助、学資の援助、学習の支援などによる切れ目のない支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、日々の暮らしに変化が生じてしまった子どもたちも含めて、問題を抱える一人ひとりの子どもたちにきめ細かく対応できるよう、支援体制の充実など必要な施策を講じます。

【具体的な施策】

- 1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
 - ◎ 幼児教育・保育の無償化により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
(私学振興課、子育て支援課)
 - 幼児教育・保育に携わる職員に対し、必要な研修を実施します。
(私学振興課、子育て支援課、義務教育課)
- 2 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、教育相談の充実を図り、不登校など教育課題解決のための支援体制の整備を推進します。(義務教育課、高校教育課)
 - 「不登校・ひきこもりサポートセンター」において児童生徒、保護者等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行います。(政策課)
 - 市町村の学力向上事業への支援や非常勤講師等の派遣により、学力の向上や学力の地域間差の縮小を図ります。(義務教育課)
- 3 高等学校等における修学継続のための支援
 - 学業の継続を支援する学習支援センターの運営を支援します。
(私学振興課)

- ◎ 県立高等学校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯などの高校生に対して進学や就職を支援します。(高校教育課)
- 貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥る恐れのある子ども及び保護者に対する相談支援を行い、関係機関と連携しながら包括的な支援を行います。(保護・援護課)
- 高等学校を中退後に再び学び直す場合に、授業料の負担を軽減します。(私学振興課、財務課)
- ◎ 高校中退者などの困難を有する若者を適切な支援機関につなぐ窓口を設置し、就学や職業的自立を促します。(青少年育成課)

4 大学等進学に対する教育機会の提供

- ◎ 経済的理由により修学を断念することがないように、県立三大学及び私立専門学校が行う授業料及び入学金の減免に対して助成します。(政策課、私学振興課)
- ◎ 子ども本人の進学意欲の向上や、保護者の経済的不安の払拭を図り、大学進学に向けた支援を行います。(保護・援護課)

5 特に配慮を要する子どもへの支援

- ◎ 児童養護施設等の子どもが大学等に進学する際に必要な費用の一部を助成します。(児童家庭課)
- ◎ 特別支援教育について、保護者などに対し就学に係る費用を支援します。(特別支援教育課)
- ◎ 日本語指導が必要な児童生徒等に対し日本語指導を行う教員の育成を図り、学校の受け入れ体制づくりを支援します。(義務教育課)

6 教育費負担の軽減

- 経済的理由で就学が困難な児童又は生徒に対して、授業料の負担軽減を図ります。(私学振興課、財務課)
- 低所得世帯の授業料以外の負担軽減を図るための給付金を支給します。(私学振興課、財務課)

7 地域における学習支援等

- ◎ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、学習支援・体験活動の充実や安全安心な放課後の居場所づくりを進めます。(社会教育課)

- 生活保護世帯や生活に困窮する子ども、ひとり親家庭の子どもを対象に、学習支援や進路に関する相談支援を実施します。

(児童家庭課、保護・援護課)

8 その他の教育支援

- ◎ 夜間中学の設置意向のある市町村教育委員会に対して、指導・助言や情報提供を行います。(義務教育課)

- 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態を確保するため、学校給食費を助成します。(体育スポーツ健康課)

柱Ⅱ 生活の安定に資するための支援

【現状・課題】

- ・ 子どもの健やかな育ちのためには、親の妊娠・出産期から健康診査などを通じて状況を早期に把握し、各種相談窓口につなげていくことが必要となります。
- ・ 更に、乳幼児期から義務教育、高校教育段階へと支援を切れ目なくつなげていくためには、様々な課題を抱える保護者に、保育サービスの充実などの支援を確実に届けていくことが求められています。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症拡大による経済的影響により、生活環境や家庭環境が悪化した子どもたちが、自身の考えや選択のもとで希望する就学や就労を果たすことができるよう、支援の充実を図る必要があります。
- ・ こうした支援を届けるため、家庭に身近な福祉や教育等の取組みを行う市町村をはじめ、行政だけでなくNPO等民間団体も含め、関係機関での情報共有や連携強化を図る必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大は、外出の機会の減少や外部との接触の機会の減少を招き、家庭内の状況が見え難くなることから、行政やNPO等民間団体の関係機関が連携し、家庭内の課題を早期に発見し、早期に支援ができるような体制を整えておくことが必要となります。

【施策の方向性】

- ・ 貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、居場所づくりなど社会との交流の機会の提供、そのほか困難な状況にある子

どもの生活の安定に資するための支援に必要な施策を講じます。

【具体的な施策】

1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

- ◎ 支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握、支援し、出産後の育児不安軽減などのための養育支援を行います。(健康増進課)
- ◎ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターを適正かつ円滑に運営できるよう市町村を支援します。(健康増進課)
- ◎ 妊娠期から子育て期等の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メールでの相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。(健康増進課)

2 保護者の生活支援

- 家計に問題を抱える生活困窮者などからの相談に応じ、専門的な助言・指導等を行うことにより、生活の安定が図られるよう支援します。(保護・援護課)
- 児童福祉施設等において、児童の一時的な養育・保護を行うとともに、夜間または休日に生活指導や食事の提供などを行います。(子育て支援課)
- 適切な遊びと生活の場を与えて健全な育成を図る放課後児童クラブの運営に要する経費や設置に係る整備費等を支援します。(青少年育成課)

3 子どもの生活支援

- 就学前の児童及び保護者に対して市町村が行う研修等の事業にアドバイザーを派遣します。(子育て支援課)
- 専門相談員等により里親制度などの普及啓発に努めるとともに、きめ細やかな里親支援を行い、家庭的養護の充実に努めます。(児童家庭課)
- 乳幼児の発達段階の特徴を盛り込んだ冊子を作成し、健康診査時に配布することで乳幼児の健全育成等を図ります。(健康増進課)
- 食品ロス削減のために企業等から福祉施設などへ無償で食品を提供するフードバンク活動の普及・促進を図ります。(循環型社会推進課)

4 子どもの就労支援

- 一定期間無業の状態にある若者を対象に、心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援します。(労働政策課)

- 非行などの問題を抱える無職少年に対し、ハローワークなどと連携し、進路相談、就職活動、就労後の定着支援まで、一貫した寄り添い型の就労支援を実施します。(青少年育成課)
 - NPOと連携して、児童養護施設などの子どもや退所者などの生活や就職等に関する相談に応じるとともに、居場所づくりや自助グループ活動を支援します(児童家庭課)
 - 主に高校3年生を対象に、労働法の基礎知識等に関する教育や情報提供を行います。(労働政策課)
- 5 住宅に関する支援
- ひとり親世帯などの県営住宅入居決定の際に、優遇措置を設けるとともに、一定の所得未満の世帯に対し、県営住宅の家賃負担の軽減を図ります。(県営住宅課)
 - ◎ 住居のない又は失う恐れのある生活に困窮する方に対して、一時的な住居を提供します。(保護・援護課)
 - 離職などにより住居を喪失し、又はその恐れのある方に対し、一定期間、家賃相当額を支給します。(保護・援護課)
- 6 児童養護施設退所者等に関する支援
- 進学や就職等による入所措置終了後も引き続き支援が必要な子どもに対し、継続的な生活・就職相談を行うとともに生活費を支援します。(児童家庭課)
 - ◎ 各児童相談所において精神科医の協力を得て、保護者に対するカウンセリングを実施することで児童虐待の防止を図ります。(児童家庭課)
 - 児童養護施設等を退所する子どもなどに対する身元保証人の確保に関して支援します。(児童家庭課)
- 7 支援体制の強化
- ◎ 児童家庭支援センターの運営を支援します。(児童家庭課)
 - ◎ 児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化を図ります。(児童家庭課)
 - 児童相談所や市町村などの相談に関わる職員に対する専門的な研修を実施し、資質の向上を図ります。(児童家庭課)
 - ◎ 市町村における子どもの貧困対策推進計画の策定等の取組を促します。(保護・援護課)

- 複合的な課題を有する青少年や家族の支援に関わる職員に対する研修などを行います。(青少年育成課)

柱Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

【現状・課題】

- ・ 保護者の就労支援については、就労機会の確保のみではなく、家庭の事情を踏まえた働き方を選択し、仕事と両立して安心して子どもを育てることができ、家族がゆとりを持って接する時間が持てるよう、適正な労働環境の整備が求められます。
- ・ ひとり親については、職業訓練や資格取得などの就業支援を行い、就労機会を確保することが必要です。
- ・ 特に、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にあるひとり親世帯に対しては、就労だけでなく家事援助や保育サービスの提供などの日常生活の支援が求められるとともに、企業における柔軟な働き方の推進による労働環境の整備を進める必要があります。
- ・ ふたり親世帯についても、低所得で生活が困難な状態にある世帯に対して、職業訓練による技能、知識の習得など、状況に応じたきめ細かい支援をしていくことが必要です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が雇用情勢に及ぼす影響は今後も注視していくことが必要であり、雇用の維持確保に向けた支援と再就職の支援の両面からの取組みが重要となってきます。

【施策の方向性】

- ・ 貧困の状況にある子どもの保護者に対し、職業訓練の実施や就職に関する相談、その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し、必要な施策を講じます。

【具体的な施策】

1 職業生活の安定と向上のための支援

- ◎ 誰もが多様な働き方が選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりに向けて、ワークショップの開催やアドバイザーの個別伴走支

援により企業内の取組を実践まで支援します。(労働政策課)

- ◎ 子育てをしながら働き続けることができる職場づくり、誰もが仕事と家庭の両立ができる職場づくりを推進するため、子育て応援宣言企業の登録拡大を図ります。(新雇用開発課)

2 ひとり親に対する就労支援

- ひとり親サポートセンターにおいて、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供などの一貫した就業支援サービスを提供します。(児童家庭課)
- 高度な職業訓練を受け資格を取得する場合の講座受講費や修業期間の生活費を支援します。(児童家庭課)
- ◎ 児童福祉施設等において、児童の一時的な養育・保護を行うとともに、夜間または休日に生活指導や食事の提供などを行います。(子育て支援課)
- ◎ 日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し介護・保育サービスを行います。(児童家庭課)

3 ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

- 年代別就職支援センターや子育て女性就職支援センターにおいて、就職相談や職業紹介など総合的な支援を行います。(労働政策課、新雇用開発課)
- 就労指導や生活習慣の改善等により、生活に困窮する者の就労・自立を促進します。(保護・援護課)
- 安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなった者に対して、給付金の支給などを行います。(保護・援護課)
- 企業に対する正規雇用化の働きかけと、各種支援策の紹介等を行います。(労働政策課)

柱Ⅳ 経済的支援

【現状・課題】

- ・ 保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、家庭での生活が日々安定したものになるために、各種手当や貸付けなど複数の支援制度により生活の基礎を下支えしていく必要があります。
- ・ 特に、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、保護者の不安が家庭環境の悪化につながり、子どもの心身にも大きく作用することから、安心して生活できるよう家庭を支えていくことが重要となります。

- ・ また、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮する家庭に対して、特例措置を含め、必要な支援が行き届くよう、情報提供体制の充実を図っていくことが求められます。

【施策の方向性】

- ・ 引き続き、各種手当などの支給、必要な資金の貸付けを行うとともに、その他困窮世帯の子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講じます。

【具体的な施策】

1 児童扶養手当制度の着実な実施

- ひとり親家庭等の生活安定と児童福祉の向上のため、児童扶養手当を支給します。(児童家庭課)

2 養育費の確保の推進

- ひとり親サポートセンターにおいて、ひとり親家庭の親を対象に養育費に関する法律相談を行うとともに、来所が困難な方に対して、弁護士への相談が無料で1時間受けられるクーポンを発行します。(児童家庭課)

3 教育費負担の軽減

- 学ぶ意欲がある生徒が経済的理由で修学を断念することがないように、就学支援金の支給、奨学給付金の支給、授業料及び入学金の減免などにより、教育費の負担軽減を図ります。(私学振興課、政策課、介護人材確保対策室、保護・援護課、財務課、義務教育課、高校教育課)

4 医療費負担の軽減

- 子どもの医療費自己負担額の一部を公費で負担するとともに、ひとり親家庭の親及びその子などの医療費自己負担額の一部についても公費で負担します。(児童家庭課)

5 生活福祉資金の貸付け

- 低所得者、障がい者又は高齢者の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、各種資金の貸し付けを行います。(保護・援護課)

6 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

- ひとり親家庭の親及び寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進のため、各種資金の貸し付けを行います。(児童家庭課)

7 その他の経済的支援

- 障害児福祉手当を支給します。(障がい福祉課)
- 補装具費の支給や補聴器の購入・更新にかかる経費を支援します。(障がい福祉課)